

「港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例」チェックリスト

◆計画書（計画書提出前に事前協議をお願いします。）

【提出書類】 ※正本と副本の2部を提出してください。

計画書（第1号様式）

図面等

案内図 配置図 各階平面図 立面図（4面） 断面図

各住戸の面積表・求積図（階段・バルコニー・PS・MB等を抜いた面積）

単身者向け住戸：25㎡以上 家族向け住戸：50㎡以上（総戸数30戸以上の場合）

連絡先表示板案

建物名称 管理人室電話番号 管理者名称 管理者住所 管理者電話番号

サイズA4判以上 材質（風雨により容易に破損しない）

使用規則等案

禁止事項

騒音の発生 ごみの投棄及び散乱 違法駐車・違法駐輪

危険物の持ち込み 住宅の用途転用 その他近隣に迷惑を及ぼす行為

転入、転居の届出に関する事項（港区への住民登録に関する事項）

町会等の地域活動に関する事項

使用規則等違反者への措置

その他管理上必要な事項

その他区長が必要と認めるもの

標識設置届の写し（中高層紛争予防条例に該当する場合）

隣接関係住民説明会等報告書の写し（中高層紛争予防条例に該当する場合）

廃棄物保管場所等設置届の写し（設置届が不必要な場合は事前相談した議事録）

緑化計画書の写し（港区みどりを守る条例に該当する場合）

警察署との協議書の写し（安全で安心できる港区にする条例に該当する場合）

その他

【図面等に表示する事項】

管理人室（出入口を見とおすことができる位置）

管理人室の室名表示位置 管理人室受付小窓 管理人室内トイレ

駐車施設の位置 駐車施設寸法（2.5m×6.0m以上）

駐輪施設（原則避難階） 駐輪台数（住戸数と同数以上）

廃棄物保管施設

敷地内の緑化（面積計算書）

外壁各面から隣地境界線までの有効距離（最狭）

窓・開放廊下等の目隠し等の措置（隣地境界から1m範囲内の場合）

冷暖房機器の室外機の位置

換気設備の排気方向

連絡先等表示板の設置位置

「港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例」チェックリスト

◆完了届

【提出書類】 ※正本と副本の2部を提出してください。

完了届（第2号様式）

検査済証の写し

使用規則等

禁止事項

騒音の発生 ごみの投棄及び散乱 違法駐車・違法駐輪

危険物の持ち込み 住宅の用途転用

その他近隣に迷惑を及ぼす行為

転入、転居の届出に関する事項（港区への住民登録に関する事項）

町会等の地域活動に関する事項

使用規則等違反者への措置

その他管理上必要な事項

写真

建築物の外観 敷地の状況（緑化・外壁後退等）

管理人室（出入口を見とおすことができる位置）

管理人室の室名表示 管理人室受付小窓 管理人室内トイレ

駐車施設の位置 駐車施設寸法（2.5m×6.0m以上）

駐輪施設の位置 駐輪台数（住戸数と同数以上）

廃棄物保管施設の位置 廃棄物保管施設の仕様

窓・開放廊下の目隠し等の措置が確認できる写真

連絡先等表示板の設置位置 連絡先表示板の内容が確認できる写真

その他区長が必要と認めるもの

◆問い合わせ・協議先

港区街づくり支援部住宅課 住宅支援係

港区役所本庁舎6階602

電話（03）3578-2111（代表）内線 2223、2224、2346

◆ホームページのご案内

条例及び規則の条文、届出書式のダウンロード

《港区ポータルサイト（トップページ）>申請書ダウンロード>住まいとまち>港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例》

<http://www.city.minato.tokyo.jp/shinsesho/sumai.html>